

平成28年度

レクリエーション用具貸出要領

(目的)

第1条 地域福祉活動に携わるグループ・団体への支援の一環として実施するレクリエーション用具等の貸出方法等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

(貸出を行う範囲)

第3条 市内で活動するふれあい・いきいきサロン、ふれあいデイサービス等地域福祉活動に取り組んでいるグループ・団体とする。

2 その他市社協会長が適当と認めたものとする。

(貸出日数)

第4条 貸出日数は原則として、貸出日の翌日から起算して7日以内とする。

(貸出申込)

第5条 用具の貸出を希望する者は、レクリエーション用具貸出申込書（別紙様式）を市社協に提出することとする。

2 貸出申込書の受付期間は、貸出希望日の3ヶ月前から受け付ける。

(貸出用具)

第6条 貸出を行うレクリエーション用具は別表に定めるとおりとする。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(その他)

第8条 借受者は使用中にレクリエーション用具が破損又は故障したときは、速やかに報告し、その修理代を負担しなければならない。

2 その他必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

〔別表〕

〔貸出用具一覧〕

名 称	保有数
思い出カルタ	2
日本トランプ	1
慣用句カルタ	1
お魚カルタ	2
江戸いろはカルタ	2
四字熟語合わせ	2
どうぶつえあわせ	2
羽根っこゲーム	2
どこでもわなげ	1
スマイル射的	1
思い出カルタⅡ	1
スキヤキ・ジャンケンゲーム	1
ゲームルール	1
ミニカップインゲーム	2
まとあてあそび	1
マナー鍋	2
マナー豆	2
マナー豆腐	2
昭和スターかるた	2
おもちゃセット（１）	1
おもちゃセット（２）	1

(様式)

平成 年 月 日

鳥取市社会福祉協議会会長 様

平成28年度 レクリエーション用具貸出申込書

下記によりレクリエーション用具を使用いたしたく、申込します。
なお、借用物については責任もって管理し、損傷、紛失等があった場合は弁償いたします。

[申込者]

グループ名		代表者名	
住所・連絡先	〒 ー 電話番号 () ー		

貸出期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
使用日	平成 年 月 日 ()

[貸出希望用具]

用具名	保有数	貸出希望数	用具名	保有数	貸出希望数
思い出カルタ	2		思い出カルタⅡ	1	
日本トランプ	1		スキヤキ・ジャンケンゲーム	1	
慣用句カルタ	1		ゲームレール	1	
お魚カルタ	2		ミニカップインゲーム	2	
江戸いろはカルタ	2		まとあてあそび	1	
四字熟語合わせ	2		マナー鍋	2	
どうぶつえあわせ	2		マナー豆	2	
羽根っこゲーム	2		マナー豆腐	2	
どこでもわなげ	1		昭和スターかるた	2	
スマイル射的	1		おもちゃセット(1)	1	
おもちゃセット(2)	1				

※市社協事務局 記入欄

返却日	平成 年 月 日 ()	受付担当者 確認印	
-----	--------------	--------------	--

